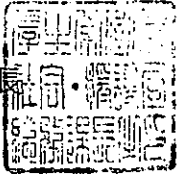


平成24年4月17日

各都道府県 災害弔慰金等担当主管課 御中

厚生労働省社会・援護局総務課長



災害弔慰金等の支給の取扱いについて

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「生計を主として維持していた場合」については、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（昭和50年1月29日社施第17号厚生省社会局長通知）により、災害による死亡者の死亡当時における遺族の恒常的な収入が、控除対象配偶者に係る所得金額の制限を受ける程度以下とされている。

今般、この取扱いについて、東日本大震災での事例を踏まえ、下記のとおり整理したので、各都道府県におかれては、今後の災害における災害弔慰金等の支給事務に際して参考となるよう、管内市町村に周知方願いたい。

なお、既に遺族へ支給したものについて支給対象の遺族の変更や、過去の収入状況等の事実確認の可否により生じる支給対象遺族間の不公平などにより、法的安定性が阻害されないよう留意願いたい。

本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 「控除対象配偶者に係る所得金額の制限を受ける程度」について

支給対象の遺族が事業所得者の場合について、収入が103万円（平成24年4月現在）程度以下の場合であれば、要件を満たすものとして差し支えない。

また、従前より示しているとおり、収入が103万円程度を超える場合であっても、必要経費を除いたものが38万円（平成24年4月現在）程度以下であれば、要件を満たすものとして差し支えない。

2 「恒常的な収入」について

発災当時において、一定期間継続的に収入がある場合をいい、一時的な所得は含まないこととして差し支えない。